

東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策について

当組合では競輪競技の公正な運営と信頼を回復し、かかる事案を二度と発生させないため、外部委員から構成する「東京都十一市競輪事業組合職員による法令違反行為に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、事案の内容、原因のほか、現行の職務及び執行状況などを踏まえ、再発防止対策を検討していただき、令和3(2021)年4月20日にその報告をいただいたところです。

組合は、この報告をもとに、以下のとおり再発防止対策を着実かつ速やかに実施してまいります。

【再発防止対策】

1 法令違反行為について

(1) 法令遵守の徹底

ア 宣誓書の署名

新たに組合の職員となった者については、宣誓書に、新たに競輪事業にかかる法令遵守を明記し、署名、捺印をさせます（実施済）。

イ 誓約の実施

各年度の当初に組合全職員に対して法令遵守を誓約させ、年度終了後に法令遵守を貫徹したことを確認します。

ウ 場内関係者への対応

本場内での車券の発売、場内整理及び警備に従事するもののうち、会計年度任用職員については、任用時の就業条件に法令による禁止事項を明記し周知していますが、引き続きこれを徹底します。委託業者については契約書に明記している法令遵守とは別に、法令による禁止事項の周知の状況について報告書の提出を求めます（実施済）。

エ 法令遵守事項の所内掲示

法令に記載されている禁止事項（車券の購入等）等遵守項目を列記した書面を所内に掲示し、常に目につくようにすることで意識の喚起を図ります（実施済）。

オ 組合内研修の充実

全国競輪施行者協議会主催の研修、外部講師等による法令遵守に関する内部研修を実施します。

また、構成各市で実施している研修の活用や組合職員自らが講師を務める研修の実施により職員の法令遵守意識の向上を図ります。

カ 組合内定例会議等での周知

組合内における定例会議や朝礼（昼礼）の場において、職員が順番で所内掲示内容を読み上げることで、法令遵守の意識を高めます（実施済）。

なお、形骸化しないように回数や手法は工夫いたします。

(2) 出張の見直し（他の競輪場へ出張の自粛等）

他の競輪場へ出張にあたっては、出張の目的、内容を見直し、当面の間

は他の競輪場へ出張を自粛するとともに、出張する場合は非開催時を基本とします（ただし、開催中に事業運営の重要事項を協議する施行者会議が開催される場合など、特に必要がある場合を除きます）。

また、出張を必要とする場合は、命令時の法令遵守の誓約書への署名と出張後の報告（復命）を義務付けます（実施済）。

(3) 法令遵守にかかる管理体制の確立

ア 組合内部の危機管理体制の確立

法令遵守違反の疑いがある場合等は、組合内部で事務局長、次長及び業務課長からなる調査チームを立ち上げ、対応にあたるものとします。関係機関への報告については(2)に示す関係機関への報告体制に基づき、事務局長等より遅滞なく報告するものとします。

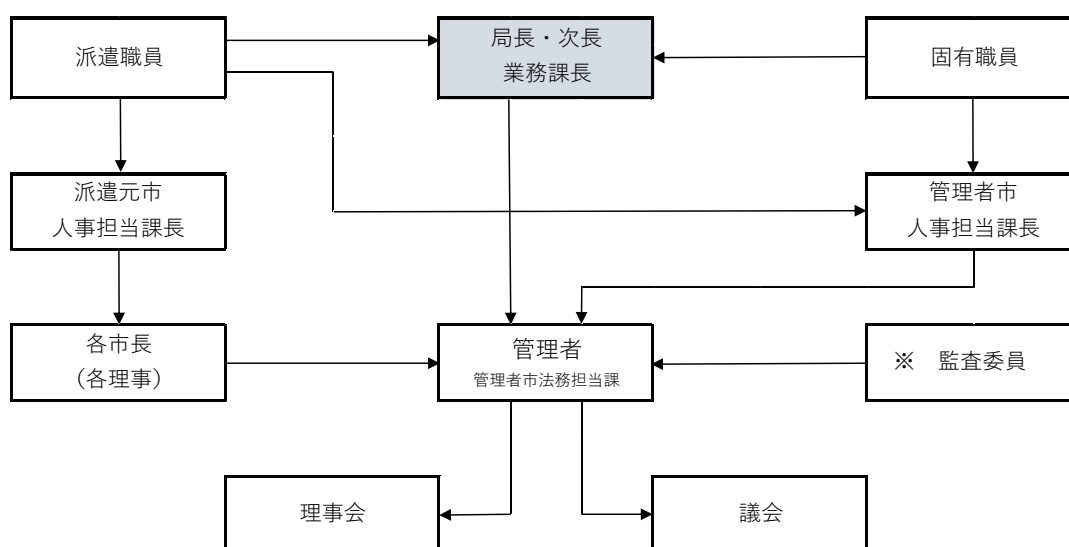
今後、職員の法令遵守に対する意識の醸成と重大事案発生時の対応等について、令和3年5月中にマニュアルを作成し組合全職員に徹底していきます。

イ 公益通報の窓口の設置等

自転車競走の開催指定を受けている構成11市による組合への監視体制を強化するため、組合の事務局長、次長及び業務課長のほか、固有職員については管理者市の人事担当課長を、また、派遣職員については通報者が特定できないよう管理者市及び各派遣元市人事担当課長を公益通報の窓口として設置します。

派遣職員については帰庁日等を活用し、本人の勤務状況確認とともに組合の法令遵守の状況について問題の有無を確認してもらいます。固有職員については、管理者市人事担当課長が同様に確認を行い、問題等がある場合は、当該市の理事を通じ管理者へ通報、管理者は問題の解決にあたるという体制を構築します。（東京都十一市競輪事業組合 公益通報窓口フロー図参照）併せて令和3年6月を目途に弁護士等外部窓口を設置します。

【東京都十一市競輪事業組合 公益通報窓口フロー図】



※例月等監査時に法令遵守の取組状況について確認をしてもらう

※管理者市や派遣元市との調整は今後行う。

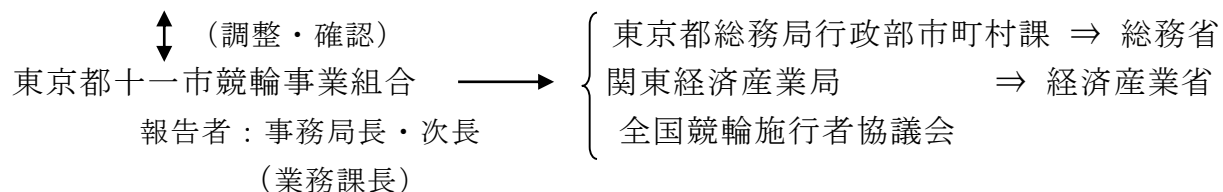
2 関係機関への報告について

組合内において、重大事案発生時における関係機関を含めた連絡体制が確立していなかったことから、以下のとおり報告体制の再構築を行います。なお、報告の内容、時期については、管理者（管理者市法務担当課）に確認のうえ、事務局長・次長が関係機関へ連絡します。

また、職員の法令違反等については疑いの段階であっても、関係機関への報告の可否について捜査機関へ確認のうえ、報告を徹底します。

【関係機関への報告体制】

管理者市法務担当課



3 その他の対応

再発防止対策を確実に実施し、効果あるものとするため、PDCAのサイクルによる対策の改善に努めます。

組合全職員の法令遵守の意識を向上させ、二度と法令遵守に反する事態を招かないため、一年間の対策実施とその効果を取りまとめ、翌年度以降の対策に反映します。

また、本事案を踏まえ、今後、職務上の報告の不備等により重大事案を招いた際の処分についても管理者市の人事担当課等と調整のうえ、令和3年5月中に組合独自の指針を作成し、組合全職員に周知徹底していきます。